

マイホーム
購入検討中我が家の
家計簿

ズバット!

診断

住宅購入のためパートの
時間を増やしたいけど...

●購入計画
子供の人数は今のままで、教育費については大学費用(私立大学・仕送りあり)まで出してあげたいです。
住宅購入に関しては総額4500万円を考えており、頭金は1000万円を準備しています。
車は普通車を1台所有しており、定期的に乗り換えていきます。家を建てたら、妻用の車(軽自動車)を1台増やします。家計簿は普段つけていないので、ざっくり書きました。

現在、4人家族で公務員宿舎に住んでいます。子供の成長と共に部屋が手狭になってきたので、新築戸建て住宅の購入を検討しております。
ハウスメーカーさんも決めたので、良い土地が見つければ、すぐにでも建てたいと思っています。

Q

私(妻)の働き方について教えて下さい。

今は、夫の扶養の範囲内で調整して働いていますが、住宅購入と共に生活がきつくなりそうなので、子供の時間は大切にしたいのですが、もう少しパートの時間を増やそうかなと思っています。
しかし、単純に収入を増やしても、手取り額が減る事もあると聞きました。それだと本末転倒なので、良いアドバイスをいただけたらと思っています。よろしくお願いします。

住宅を購入すると、今の家賃より住宅ローンの方が当然高くなりますし、来春から長女も保育園に入れようと思っていますので、全体的に固定費が増えます。そこで、気になっている事が、私のパート収入(働き方)です。



マイホーム購入を検討中

八幡西区在住 Hさん家族

夫37歳(公務員)、妻35歳(パート)、長男(3歳)、長女(1歳)

月間収入		年間収入	
夫(手取り)	335,000円	夫(賞与)	1,000,000円
妻(手取り)	90,000円	計	1,000,000円
児童手当	25,000円		
計	450,000円		
月間支出		年間支出	
家賃(共益費・駐車場込)	17,000円	自動車税	39,500円
教育費(習い事含む)	61,000円	自動車保険	61,000円
雑費(日用品代等)	18,000円	自動車維持費	70,000円
食費	50,000円	冠婚葬祭費	60,000円
水道光熱費	15,000円	貯蓄	200,000円
通信費(電話・ネット等)	6,000円	財形貯蓄(住宅用)	100,000円
交通費(ガソリン代)	11,000円	余剰資金(使途不明金)	469,500円
レジャー費	10,000円	計	1,000,000円
医療費	2,500円		
ご主人様の経費	40,000円	【年間貯蓄額】	
奥様の経費	18,000円	年間貯蓄額	1,260,000円
生命保険(夫)	4,500円	計	1,260,000円
生命保険(妻)	4,200円		
生命保険(子)	2,000円	【現在の貯蓄額】	
貯蓄	50,000円	現在の貯蓄額	16,595,000円
財形貯蓄(住宅用)	30,000円	計	16,595,000円
余剰資金(使途不明金)	110,800円		
計	450,000円		

A 収入金額の「壁」に
ご注意!

H様は着実に人生計画を進めていらっしゃる印象を受けました。素晴らしいですね。H様からいただいた情報を元に、ライフシミュレーション作成しましたが、人生計画そのものは、全く問題がありませんで、ぜひこのまま実行して下さい。今回、細かな点でアドバイスが2つございます。

1つ目は、高所得者に多く見受けられる使途不明金の多さです。月々は約11万円。これは奥様のパート収入と児童手当を合算した額に相当します。ボーナス時は約47万円。年間賞与額の約半分です。年間で合計すると約179万円なので、ソツとする金額です。まず、半年間、家計簿をつけて支出の把握をされてみてはいかがでしょうか。今よりもっと貯蓄ができると思います。

2つ目は、奥様の働き方です。おっしゃる通り、収入に応じて手取り額が減る事があります。いくつかポイントがありますので、押さえておきましょう。
いわゆる、「103万円・130万円・141万円の壁」です。



新谷 隆道

プロフィール
1974年7月16日生まれ A型
外資系保険会社で約9年勤務後、現在は総合保険代理店に勤務。豊富な人脈から、全ての相談に即時対応出来る。独自の専門家スキームを組んでいる。温和な人柄で、常にお客様の立場に立ち、一緒に作り上げるライフプランニングにファンも多い。

総合保険代理店
(株)インシュアランスバンク
TEL:093-382-0081
メールアドレス: info@i-bank.jp

奥様の年収が103万円を超えると、所得税の対象となりますので税金が増えます。また、奥様の収入が多くなるほど、ご主人様の配偶者特別控除額が少なくなりますので、世帯全体の手取り額も変わってきます。
次に、奥様の年収が130万円を超えると、ご主人様の扶養から外れますので、健康保険と年金が自己負担になります(年間20万円程度)。この壁は大きいですね。
最後に141万円の壁です。ご主人様の配偶者特別控除が完全になくなります。年収が141万円を超えると、夫婦共に税金・社会保険料が増えるという事になります。奥様の収入が103万円・160万円の場合、年収は増えますが、手取り収入が少なくなりますので、可能なら年収160万円以上を目指しましょう。